

2026年度 プロジェクト型海外就業経験支援事業

雇用労働部 HROK 韓国産業人力公団

1. 事業目的・概要

WELL (Work Experience + Learning + Ladder)

若者に海外での就業経験(Work Experience)による職務体験学習(Learning)の機会を提供することで、韓国内外における就職の架け橋(Ladder)としての役割を担います。

また、若者がグローバルな力量を持つ未来の人材へと成長できるようサポートし、韓国企業のグローバル人材採用ニーズにも応えることを目的としています。

【募集人数】50人

2. 運営方法とプログラムの要件

【運営方法】

区分	企業発掘の主体	主な内容
独自型	公団 雇用労働部 HROK 韓国産業人力公団	公団が直接または協力機関と共に海外の企業を発掘し、企業との協約を通じて韓国の若者に海外での就業経験プログラムを提供
協力型	協力機関 株式会社JISA Japan Internship Support Association 日本インターンシップ支援協会	協力機関が独自に海外の企業を発掘し、企業との協約を通じて韓国の若者に海外での就業経験プログラムを提供

【プログラムの構成要件(すべて満たすこと)】

区分	構成要件
国	制限なし(ただし、「旅行警報レベル3退避勧告」以上の国は不可)
職種	海外での就業経験の趣旨及び要件に合致する職種 ※単純作業及び危険性の高い業務などを除く
人数	参加企業の常時使用労働者数(全日制)の20%以内で参加者を配属可能
期間	2~4か月(11月末以内に終了、事後管理はプログラム終了後18か月間別途実施)
ビザ	当該国で合法的に就業経験を行うことが可能なビザ ワーキングホリデービザの取得(観光ビザまたは無ビザを除く)
担当者	参加企業・協力機関の専任職員を少なくとも1人配置

保険加入	海外の傷害及び疾病・死亡、医療実費保険に加入 ※加入期間:就業経験期間を含む滞在予定の全期間
------	---

3. 参加資格

■ 機関・企業要件

- ・協力機関: 国際機構、非営利法人、グローバルリクルート会社、外国の政府機関、外国の大学など
- ・参加企業: 当該国の関係法令によって登録されている法人・団体または企業
(常時使用労働者数10人以上 ※国際機構、政府機関、公共機関は適用外)

■ 参加者要件(すべて満たすこと)

区分	資格要件
年齢	大韓民国の国籍を有する満15歳以上満34歳以下の者 ※兵役を終えた者は義務服務期間に比例して適用(最大満39歳まで)
語学	【英語】TOEIC 600点、TOEIC Speaking IL、IELTS 5.5、TOEFL 69点、OPIc IM1、NEW TEPS 527点以上またはこれに準ずる者 【日本語】JLPT N3、JPT 600点、SJPT L5以上またはこれに準ずる者 ※企業の要請により語学基準を適用しない場合や異なる基準を適用する場合があるため、各企業の募集要項から確認可能
その他	職務遂行能力などの選抜基準を満たしている者 ※海外就業経験支援事業の事前教育開始日を基準に就業者及び類似した政府支援就職支援事業に参加中の者は参加不可、政府財政支援事業の重複参加者を除く

4. 各参加主体の役割

参加主体	独自型	協力型
公団	企業の開拓、参加者の募集・選抜支援、事前教育、事後管理など	参加者の募集・選抜支援、事前教育、事後管理
協力機関	(該当なし)	企業の開拓、参加者選抜支援、現地での管理など
参加企業	参加者の面接・選抜、参加者の管理、週間活動報告書の確認・署名、参加者の評価の実施、教育・訓練の運営のためのスーパーバイザーの配置など	同左

【参加者】WORLDJOB+から就業経験プログラムへの申し込み、

- ・選考(面接)の受験、
- ・事前教育の履修、

- ・現地での就業経験遂行、
- ・各種報告書の提出など

5. プログラムの構成とスケジュール

区分	事前教育	現地での就業経験	事後管理
時間(期間)	25時間以上 (必須15時間+選択10時間以上)	2～4か月 (週25～35時間)	現地での就業経験終了後 6・12・18か月
主な内容	職務・マナー研修	就業経験の遂行	修了者の近況把握及び就職支援など
備考	事前教育開始日を基準に類似の政府支援就職支援事業に参加中の者は参加不可	週間活動報告書の確認・署名、スーパーバイザーによる指導・評価	プログラム終了後18か月間別途実施

6. インターンシップ生への支援金額

■ 参加者支援金の内訳

- ・準備金: 国別支援金の70%(現地での就業経験開始時支給)
- ・修了金: 国別支援金の30%(現地での就業経験修了時支給)
- ・滞在費: 月150万ウォン(28日未満の場合は日割り計算:53,570ウォン/日)

■ 国別支援金支給額

アメリカ・英国	カナダ・オーストラリア・ニュージーランド	ドイツ・フランス・イタリア・ポーランド	マレーシア	日本・タイ・台湾・香港・ベトナム	その他
300万ウォン	200万ウォン	150万ウォン	100万ウォン	50万ウォン	追って決定

無給海外仕事経験プログラム ガイドライン

無給による海外仕事経験は、以下の要件をすべて満たす必要がある。

参加企業は、無給仕事経験を提供するにあたり、参加青年の職務能力向上およびキャリア開発を目的としなければならない、企業に対する実質的な労働力の提供を目的としてはならない。

参加企業は、単純な補助業務や反復的な業務を排除し、職務実習および教育を中心とした仕事経験を提供しなければならない。

参加企業は、教育的意義を欠く業務や、正規職員の業務を代替する水準の実務成果を求める業務を参加青年に課してはならない。

参加企業は、参加青年が実質的な能力向上を図ることができる海外仕事経験プログラムを提供しなければならない、企業の実質的な利益を創出する業務を含めてはならない。

参加企業は、参加青年の効果的な学習のため、スーパーバイザー1名を指定し、具体的な実習計画を作成・運営するとともに、メンタリング等を提供しなければならない。

仕事経験期間中において、参加青年の職務内容が体験の範囲を超え、労働とみなされ得る実質的な業務に従事する場合には、韓国産業人力公団および運営機関は、当該仕事経験の内容を調整または中断することができる。

本ガイドラインに記載された内容に加え、各国における無給仕事経験の可否要件を準用しなければならない、無給仕事経験として認められる範囲を超える場合には、関連法令に基づき、賃金支払い義務が発生する可能性がある。

■確認事項

- 1) 採用人数：参加企業の常時使用労働者数(全日制)の20%以内で参加者を配属可能
- 2) 採用期間：2～4か月(11月31日以内に終了、事後管理はプログラム終了後18か月間別途実施)
- 3) ビザ取得：当該国で合法的に就業経験を行うことが可能なビザ ワーキングホリデービザの取得(観光ビザまたは無ビザを除く)

- 4)勤務時間：1日7時間以内（週25時間～35時間）
- 5)賃金支払：基本無給
- 6)採用費用：①通勤手当(宿泊地から企業移動交通費)
- 7)採用費用：②採用期間のポート費用、月額20,000円 / 1人

■採用手続

①書類の提出

1) 海外仕事経験支援事業参加企業申請書

<https://docs.google.com/document/d/1z9IzNWD893yxIYBh7Jbivahly3Rgydh/edit?usp=sharing&ouid=110571491682560949918&rtpof=true&sd=true>

2) 海外就業支援事業（WELL）教育訓練運営計画書

https://docs.google.com/document/d/1bODt5EVFVCpZapb__p6MBEfEtWdW2Sh7/edit?usp=sharing&ouid=110571491682560949918&rtpof=true&sd=true

3) 海外就業支援事業（WELL）協力機関－受入企業間業務協約書

<https://docs.google.com/document/d/1oTReN0IRxHlloeriexemHtwFiAR9kIKP/edit?usp=sharing&ouid=110571491682560949918&rtpof=true&sd=true>

上記提出後

②審査(産業人力公団)

③募集開始(World Job)韓国全土で募集

採用確定後

4) 「受入企業-協力機関-加青年」三者間 海外就業体験プログラム（WELL）標準協約書

<https://docs.google.com/document/d/1VnkJ4jaktlt7npsjRjWRAFXmirmHY5o/edit?usp=sharing&ouid=110571491682560949918&rtpof=true&sd=true>

■募集

1)3ヶ月コース(9月10月11月)

2)2ヶ月コース(10月11月)

応募の締め切り審査などにより募集の期間が変わりますことをご理解ください。また、今回の募集は全国の若者を対象に行います。募集状況により参加希望者が確定します。